

# 発展途上国の工業化と 知的所有権制度の改革と運用について

## —— インドネシアを中心に ——

長 濱 元\*

### はじめに

1998（平成10）年に国際地域学部の富田徹男（平成11年3月まで教授）、高橋一男（教授）、坂元浩一（教授）、長濱元（教授）の4人が相談し、文部省（当時）の科学研究費補助金に「発展途上国における知的所有権制度の改革および運用の構造の実態に関する研究」というテーマで、富田博士の特許分析、高橋教授のメディア流通、坂元教授の経済発展分析、長濱の制度改革と運用の研究を組み合わせた研究を開始した。幸いにも科学研究費補助金が1999～2001年度の3年間について認められたので、研究を具体的に進めることができた。研究開始後、非常勤の倉方俊輔講師も研究協力者として参加している。また、特許庁審査官出身で現在インドネシアのジャカルタで特許事務所（ハッキングインターナショナル）を開いている山本芳栄さんを初めとする方々には重要な情報の提供とご協力をいただいた。本研究ノートはこの研究の成果の一部について概要をまとめたものである。

2002年度以降も研究を継続しているが、科学研究費補助金については継続ができなかったため、坂元教授を研究代表者として申請を続けている。また、平成15年度からは海外の研究者との共同研究を開始することとし、まずインドネシアのパラヒャンガン・カソリック大学の複数の研究者との共同研究を開始した。

### 1. 研究の目的とねらい

本研究は、現在の時点では東アジア（日本、韓国、中国）および東南アジア（タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム）諸国を対象としている。内容的には、ひとつはこれら諸国における内国人の特許、意匠（デザイン）等に関する分野別出願状況を分析して、当該国の工業発展の特徴と可能性を明らかにすること。二つ目には、工業製品、日用品、玩具等に関する技術移転、模造品の生産・流通の状況と各国の対応状況を把握すること。3つ目には、ウルグアイラウンド、WIPO 協議以来の強制された知的所有権制度の改革整備の状況を把握し、各国の知的所有権制度の今後の展望を行うこと等である。

---

\*東洋大学国際地域学部教授

### (1) 工業化の観点から

研究対象国の内国人による特許（簡易特許を含む）および意匠（デザイン）出願数の計量分析を行う意図は以下のような理由による。

発展途上国が独立した経済を発展させるためには、先進国から必要な技術を輸入しなければならない。そのためには資金（外貨）が必要である。すなわち、外貨獲得のための輸出産業が必要である。日本が明治維新以後の早い時期に近代化を実現することができたのは、生糸、茶、銅などの輸出品があり、何とか初期の技術導入を支えることができたことと、特許制度の確立と運用に成功したためであると考えられる。特許制度開始以来日本人自身による特許等の出願も多く、地方においてもそれを実現する芽を育てる産業上の条件がある程度熟していたためである。

それと同様に、発展途上国においては、自国民が開発した知的所有権を元手にした産業を発展させることによって、先進的な産業分野における技術導入を支えていく必要がある。近年においては、さまざまな援助があり、国際的な金融制度も発達し、先進国からの融資も受けやすくなってはいるが、借りた資金はいつかは返済しなければならず、国内土着産業の発展と近代化への適応は不可欠である。

本研究は、このような日本の工業化初期の状況と現在の研究対象諸国における特許等の出願の状況を比較するとともに、各国のそれらの状況を分析することによって、工業化への過程におけるこれら諸国の特徴を把握することを期待したのである。そのためには、産業分類と国内地域別の分析が意味を持っており、産業分類には国際特許中分類、地域分類には日本の都道府県に相当する地域として各国の州（省）、特別市を用い、地方分散度を求める指標として HHI 指標（Herschman-Herfindahl Index）を使用することとした。

### (2) 知的所有権制度の改革と整備の観点から

ウルグアイラウンドや WIPO の協議を経て成立した TRIP 協定、WTO の成立等により、これまで知的所有権制度が未整備であった発展途上国では、1990年代以降急速な制度の改革と整備が迫られた。多くの諸国では制度の整備を急速に進めてはいるが、経験不足、データ不足、人材不足等のネックを抱えて、まだまだ十分な体制が整っているとは言えない状況にある。本研究ではそのような状況を踏まえて、各国の知的所有権制度整備の進行状況や、制度の不備、体制の不備によってもたらされている多くの権利侵害、大量の模造品・模倣品の横行、それらの取り締まりの状況と対応策等について明らかにしようとしている。

## 2. インドネシアにおける知的所有権制度の沿革と改正状況

本研究の調査対象国のうち、インドネシアにおいて2000年には富田教授と二人で、2003年には単独で現地調査を実施したので、同国における特許関連法の改正の動向等を報告する。

### (1) 特許法等の改正状況

インドネシアはかつてオランダの植民地だったために、独立以前にはオランダの諸法令が適用さ

れていた。インドネシアにおける知的所有権の始まりは1894年にバタビアで与えられた商標登録第1号とされている。また、知的所有権を取り扱う政府機関の歴史は1912年に設置された法務局所管の工業所有権庁まで遡ることができる。したがって、インドネシアにおける知的所有権制度の歴史はかなり古いといえることができる。

独立以降、インドネシア政府は工業化による産業の育成のために幾度か特許関連の制度の改正を行ってきた。インドネシアの繁栄と発展のために、特に経済の実現を目指して、1989年11月1日に本格的な特許法が公布され、1991年8月1日から施行された。なお、1953年に制定された最初の特許法はほとんど機能していなかった。また、商標法は1992年8月28日に公布され、1993年4月1日に施行された。最初の商標法は1961年に制定されていたが、これも先の特許法と同様に機能していなかった。これらの事情は、独立直後には制度が実質的に機能していなかった空白の時期がしばらくあったことを示している。

近年は、国際的な条約の変化等、大幅に環境が変化したこと、また変化の速度も速く、制度整備への国際的圧力も強いことから特許関連法規の改正作業が続けられていた。その過程で1997年にパリ条約、ベルヌ条約、商標法条約、PCT条約及びWIPOなどに加盟している。

一方、1995年1月1日に発効したWTO/TRIPs協定(知的財産権の貿易関連の側面に関する協定)は、先進国のみならず発展途上国に対しても2000年1月から知的財産権の法的整備の履行義務を発生させた。その主なものは特許法、意匠法、商標法の3つである。これらの法規については、1990年代以降、それ以前に制定されていた法律に関する修正の作業が進み、国会でも審議が進められ、2000年6月の訪問時には承認・成立の目途が立ち始めていた。

しかし、意外と審議に手間取り、特許法、商標法および著作権法の改正に先立ち、まず2000年12月に「工業意匠法」、「営業秘密法」、「半導体集積回路配置法」が成立し、2001年6月に施行された。その後、並行してWTO/TRIPs協定の合意に基づき提案された特許法、商標法、著作権法の一部改正についても国会で審議が進み、特許法及び商標法については2001年7月2日に公布・施行された。

大統領令 (President Decree)、政省令 (Government Regulation) については、法務本省、大統領官房等で審議され、2001年6月14日に施行された。それに伴い、関係法律の所轄官庁であるインドネシア法務人権省知的財産権総局 (DGIPR) では国会での成立を見越して、2001年6月14日から特許代理人等から提出される出願書類の受付を開始した。なお、これに先立ち、2001年1月1日から、地方法務局においても出願の受付を開始しているとのことである。

DGIPR は、総局長以下、特許局、商標局、著作権局で構成されており、1998年の資料では特許審査官70人、商標審査官36人を擁している。彼らの給与は大学教授よりも良いそうで、身分も確立しており、制度の歴史が長いこともあって組織としてはかなりしっかりした体制となっていると言えよう。しかし、各局長・課長インタビューや各審査室を見聞した限りではまだ審査体制・審査方法には改善すべき点が多々あり、今後の整備充実が必要と感じた。

日本・欧米諸国からも積極的な協力・援助がおこなわれており、日本、オーストラリア、オーストラリア、アメリカ等からは助言・資料提供・審査協力等に関する具体的な協力関係を築いている。

日本からは JICA の援助プロジェクトとして特許庁の審査専門家が派遣されており、DGIPR の庁舎内に事務所を持って活動している。2000年に訪問したときは飯村豊氏、2003年に訪問したときは遠藤三男氏が派遣専門家として赴任されていた。

## (2) 著作権法の改正状況

インドネシアでは1945年に独立してから長い間独自の著作権法を持たなかったが、1982年になってある程度近代的な形の整った著作権法を制定した。それは WIPO との度重なる連絡協議の結果であり、1987年と1997年に改正をされている。特に後者の改正は、同年インドネシアがベルヌ条約に加盟し、また最新の WIPO 著作権条約を批准したことと関係している。ちなみに同国は WIPO 著作権条約を批准した第1号国である。

1982年の法律第6号は1982年4月12日に、これを改正した1987年の法律第12号は1997年5月7日に公布、即日施行されている。1997年改正の主要点は、映画、コンピュータ・プログラム、レコードの商業的貸与権を認めたこと、コンピュータ・プログラムの保護期間を25年から50年に延長したこと、実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護を規定したことなどである。いわゆる技術的手段及び権利管理情報に関する規程はこの改正には盛り込まれていなかった。

また、著作権法についてはさらに WTO/TRIPs 協定の合意に基づく修正案が2001年8月に国会に提案され2002年7月29日に公布・施行されている。

## 3. 知的財産をめぐる違反・取り締まり等の動向

2002年7月29日に公布・施行された新著作権法を承けて法務人権省は同日に記者会見を開き知的財産権侵害対策班(HKZ)の設置など、海賊版一掃に向けた対策を発表したが、現実にはそれから1年後の2003年7月29日にHKZは発足している。この対策班は検事、最高裁判事、法務人権省職員、税関職員など150人で構成され、法的側面から知的財産の保護に向けた活動を行うこととしており、既に首都圏の60のモールに海賊版販売禁止の通達を送付したほか、国営企業を含む1万社にも海賊版のコンピュータソフトを使用しないよう求めたと報道されている。

インドネシアでも近年贗ブランド事件がマスコミでも取り上げられるようになっており、その摘発状況等は表5のとおりである。統計的には減少傾向にあるが、見聞した実態や新聞報道等からみて潜在的な侵害は減っているとは言えない状況のようである。オートバイや電気製品関連の商品などで類似ブランド品が市場に山積みになっているのが実見されたし、取り締まりの強化が政府によって示唆されているが、実態はあまり改善されてはいないようである。インドネシアは中国・ベトナムに次いで、海賊版流通では世界第3位であるとの報道も見られた。

また、現地における知的所有権意識の高まりとともに、外国の研究者や企業がインドネシア国内で伝統的に利用されている資源を利用した研究の成果を特許化する事に対する反発が「生物海賊行為」として抗議されるようになってきている。

その事例のひとつとして、インドネシアのNGOのひとつである Pesticide Action Network

(PAN) は、日本の化粧品メーカー資生堂が日本と欧州で取得した特許には問題があり、インドネシア政府は資生堂を訴えるべきであると主張している。インドネシア政府もこのようなことには注意を払うようになってきている。

#### 4. インドネシアにおける特許、デザイン、商標、著作権等の出願状況

インドネシアにおける特許等の出願状況が統計上利用できるのは1991年以降である。それらをDGIPRの2002年報の統計表によってみてみよう。

##### (1) 工業特許権

まず特許に関する出願状況は表1のとおりである。1991年から1998年まで内国民による出願件数は30件台から90件台まで徐々に増加しているが100件に満たなかった。1999年以降ようやく100件を超えて2001年以降200件台に達し、増加のテンポはだんだん早くなってきている。簡易特許についても同様の傾向を示している。(表1)

表1 特許出願件数の推移

申請年	特 許				簡易特許		合 計
	国 内	国内 PCT	外 国	外国 PCT	国 内	外 国	
1991	34		1,280		19	3	1,336
1992	67		3,905		12	43	4,027
1993	38		2,031		28	43	2,140
1994	29		2,305		33	60	2,427
1995	61		2,813		61	71	3,006
1996	40		3,957		59	76	4,132
1997	79		3,939		80	80	4,178
1998	93		1,608	145	109	32	1,987
1999	152		1,051	1,733	168	19	3,123
2000	156	1	983	2,750	213	38	4,141
2001	210	2	813	2,901	197	24	4,147
2002	228	18	621	2,976	157	48	4,048
合計	1,187	21	25,306	10,505	1,136	537	38,692

(資料出所) DGIP (インドネシア法務省知的産権総局) 年報2002

(参考) 特許出願に対する実体審査

年	承 認				却 下			
	特 許		簡 易 特 許		特 許		簡 易 特 許	
	国 内	外 国	国 内	外 国	国 内	外 国	国 内	外 国
1992								2
1993	1	1	11	5		3		10
1994	5	54	26	7		6		13
1995	14	376	27	23		79		9
1996	19	883	41	17		187		28
1997	15	961	26	19		177		19
1998	10	1,207	6	157		36		6
1999	7	1,267	21	6		42		23
2000	5	1,048	13	8		19		119
2001	9	1,325	40	24	3	54	9	37
2002	21	2,471	51	14	13	54	48	8
合計	106	9,588	262	280	16	657	57	274

(資料出所) DGIPR (インドネシア法務省知的産権総局) 年報2002

それに対して外国人による出願は、特許についてはPCTによるものを含めると3,000~4,000件の件数で推移しており、内国民の水準より1ケタ大きい状態がずっと続いている。このことは、まだインドネシアでは特許を多数出願するだけの技術基盤が十分育っていないことを示している。

外国からの国別のインドネシアにおける特許の出願件数では米国が最も多く、日本がそれについて2番目に多い。インドネシア自体はドイツに次いで4番目の出願数となっている。(表2)

### (2) 商標

商標の出願・登録状況を見ると、近年は増加の傾向にあり、申請4万件、登録3万件というペースとなっている。

(表3)

### (3) 著作権

著作権に関する申請・登録の状況は必ずしも増加の傾向にあるとは言えない。それは1990年代前半に件数の多い時期があったためである。外国との関係については特許権等と異なり、内国人の申請が多く外国からの申請・登録は少ない。(表4)

表2 原出願国別特許申請数

(1991-2002)

—通算して100件以上の諸国等—

順位	国名	申請数(計)
1	アメリカ	11,368
2	日本	7,407
3	ドイツ	3,541
4	インドネシア	2,353
5	オランダ	2,062
6	イギリス	1,931
7	フランス	1,497
8	スイス	1,484
9	韓国	1,029
10	台湾	984
11	オーストラリア	919
12	スウェーデン	779
13	イタリア	512
14	ベルギー	384
15	カナダ	333
16	オーストリア	254
17	フィンランド	229
18	ノルウェー	184
19	デンマーク	144
20	マレーシア	139
21	シンガポール	105
小計		37,638
22-87	その他66カ国	1,054
合計		38,692

(資料出所) DGIPR (インドネシア法務省知的産権総局) 年報2002

表3 商標登録の推移 (1992-2002)

年	受理	登録	却下	取り下げ
1992	15,284	15,312	7,778	
1993	42,026	7,848	1,167	
1994	23,803	16,469	1,878	
1995	24,643	23,943	2,747	211
1996	28,189	22,249	2,675	517
1997	28,339	34,533	1,507	20
1998	23,160	8,897	3,947	1,060
1999	23,335	15,002	2,520	149
2000	31,675	22,098	923	180
2001	41,152	35,878	3,969	146
2002	42,416	31,530	3,052	80
合計	324,022	233,759	32,163	2,363

(資料出所) DGIPR (インドネシア法務省知的産権総局) 年報2002

表4 著作権出願・登録状況（1992-2002）

年	受 理		登 録		却 下	
	国 内	外 国	国 内	外 国	国 内	外 国
1992	2,887	93	1,919	69	939	20
1993	3,591	128	2,356	121	1,055	7
1994	3,738	209	2,366	143	1,093	61
1995	4,373	184	3,134	114	1,245	70
1996	4,646	294	2,869	195	1,147	38
1997	2,065	120	595	42	223	5
1998	580	26	311	6	222	20
1999	684	14	678	14	138	—
2000	1,026	23	608	10	5	—
2001	1,501	34				
2002	1,877	21				

（資料出所） DGIPR（インドネシア法務省知的産権総局）年報2002

表5 知的所有権侵害事件統計（1996-2002） — インドネシア全土で摘発したもの —

年	捜 査 中			起 訴 済			合 計
	著作権	商 標	その他	著作権	商 標	その他	
1996	98	261	0	56	185	0	600
1997	104	305	0	73	185	0	667
1998	44	214	0	28	160	0	446
1999	44	129	0	33	77	0	283
2000	119	72	1	94	34	1	321
2001	26	34	1	98	25	1	185
2002	297	100	2	21	18	2	440
合計	732	1,115	4	403	684	4	2,942

（資料出所） PT・ハキングダ・インターナショナル調査資料

## 5. インドネシアにおける地方別の内国人による特許等の出願状況

2001年末までにおけるインドネシアの内国人による特許出願380件について富田博士が分析した結果について簡単に報告する。380件のうち344件がジャワ島内の居住者による出願であり、170件がジャカルタ特別市からの出願、それに次ぐのはスラバヤ州である。ジャワ島意外は極端に少なくスマトラ島25件(多くはメダン市)、スラウエシ8件、カリマンタン3件である。この様子から、インドネシア人の特許出願はジャカルタ市に半分近く集中していることが分かる。(第1図)

これをHH指数で表すと次のような数値となる。この指数では地域別出願数の百分比とその地域の人口の百分比を2乗するので、その数値は1から10000までの間に分布することになる。インドネシアの州と特別市の合計数は28あるので、もし両方とも均一に分布している場合にはその数値は357となる。現実には、ジャカルタに関するHH指数は2749となるので、ジャカルタへの集中度が非常に高いということになる。

また、出願者の特徴をみると、出願者は特定の企業や大学教授などに偏っており、発明と特許の

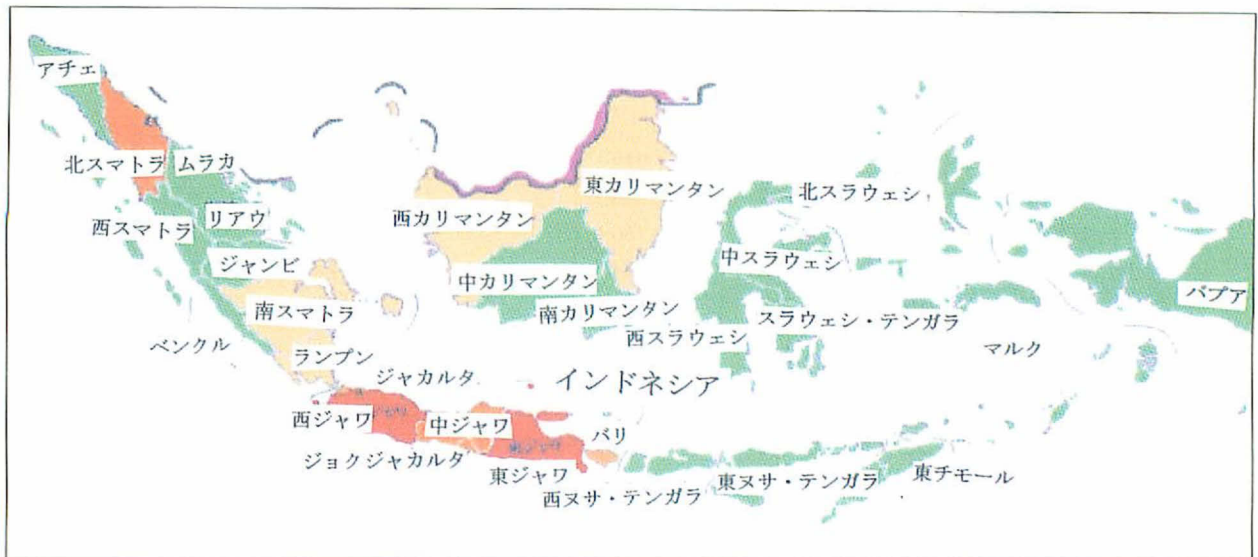


図1 インドネシア国内の地域別特許出願状況（累計）

（凡例）赤色の濃い順に100件以上、99件～20件、19～5件、4～1件、緑色は出願無し。

出願にかかわっている人たちは、企業の研究者たちを含めてまだ特別な階層に限られている。インドネシアでは発明にかかわる人々の層は日本などに較べてはるかに薄いと言わざるをえない状況と言えよう。

## 6. 今後の展望

この研究ではインドネシアの他にベトナム、タイ、マレーシアのデータを2002年までに手に入れて分析をしたほか、2003年には中国のデータを得て分析を実施し興味深い結果を得た。

この研究のネックはデータの入手に手間と金がかかることである。データそのものは各国の特許庁が公開しているデータを利用するので基本的に無料であるが、それを分析のために利用できるように加工し、日本語または英語に翻訳しなければならない。英語で公表されているものは何とかできるが、原語のままではお手上げなのである。また各国の州などの地域名、申請者の個人名や企業名なども現地語表記ではチンプンカンプンの場合が多いので、それぞれの国からの留学生をアルバイトとして雇用し、翻訳や同定などの作業を依頼している。

単価は安くても、何万件、何十万件となると金額も馬鹿にならない。2001年度までは前記山本氏のご好意によるデータの提供を受けたほか、科学研究費補助金を使えたが、2002・2003年度には他の研究費をやりくりしてデータを手に入れざるをえなかった。今後も科学研究費補助金などに申請をして研究費の確保につとめていくことにしている。

国際共同研究についてはインドネシアの研究者と開始していることは前述したが、オーストラリア、中国、ベトナム、ポーランド等の研究者が関心を示しており、協力の方向で検討中である。本研究の発想による発展途上国に関する知的所有権研究の国際的普及にも努めていきたいと考えている。



## (参考文献)

1. 長濱 元、富田徹男、坂元浩一、倉方俊輔 「発展途上国における知的所有権制度の改革と運用の構造と実態に関する研究報告書」、文部省科学研究費補助金基盤研究 B (2) (1999-2001)：研究課題番号11420007、研究代表者：長濱元、平成14年3月
2. 富田徹男 「インドネシア訪問」、『特許ニュース』、経済産業調査会、2000年8月2日
3. 富田徹男 「東南アジアの工業化と知的所有権 2：インドネシア」、『特許ニュース』No.10829、経済産業調査会、2002年7月1日
4. 「特許事務所ハキングインターナショナル (在ジャカルタ)」山本芳栄氏による資料提供 (<http://www.netpasport.or.jp/~whaki2/>)
5. 「インドネシア知的財産権法令集」、国際協力事業団、2002年12月
6. 「外国著作権法令集 (23) —インドネシア編—」、(社)著作権情報センター、1988年3月
7. DGIPR による資料提供(「インドネシア法務省知的産権総局年報2002」の抜粋)